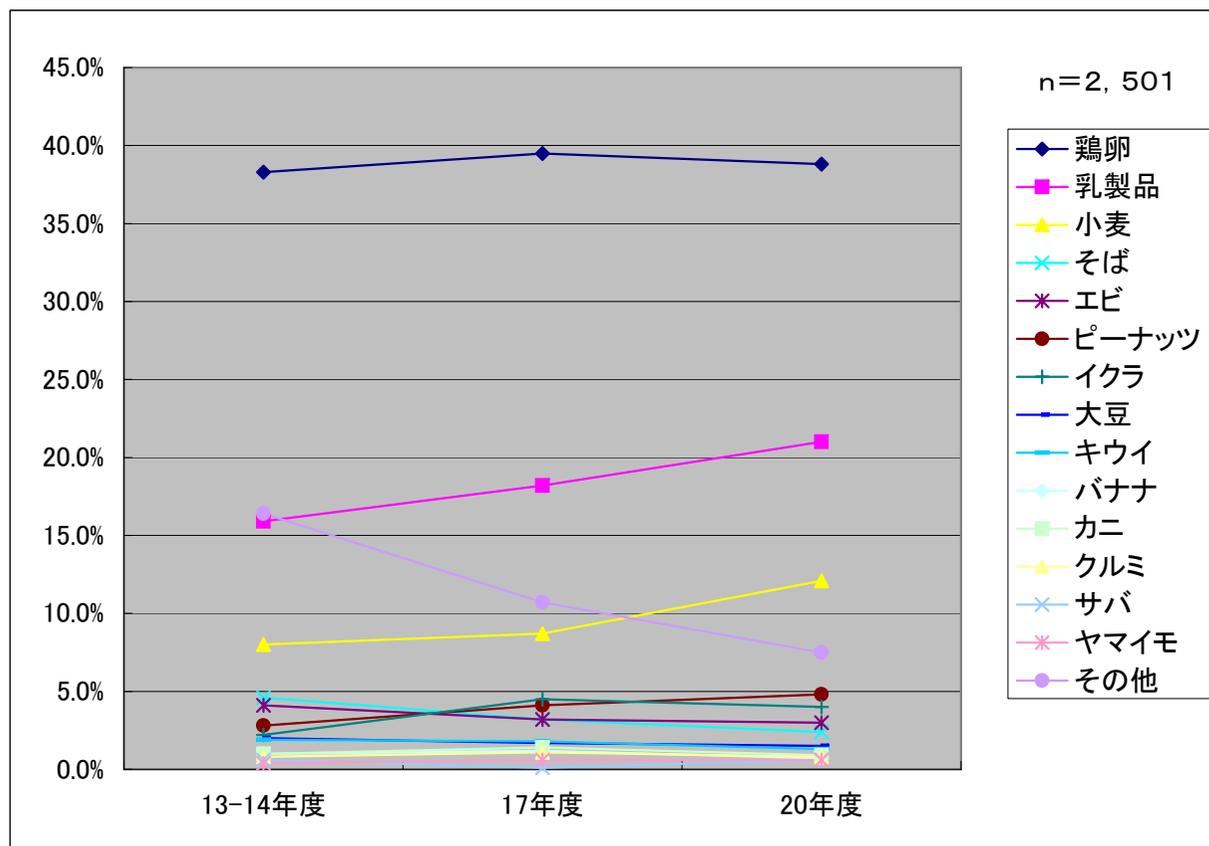


食物アレルギーの原因物質の推移

資料2

	13-14年度	17年度	20年度
鶏卵	38.3%	39.5%	38.8%
乳製品	15.9%	18.2%	21.0%
小麦	8.0%	8.7%	12.1%
そば	4.6%	3.2%	2.4%
エビ	4.1%	3.2%	3.0%
ピーナッツ	2.8%	4.1%	4.8%
イクラ	2.2%	4.5%	4.0%
大豆	2.0%	1.7%	1.5%
キウイ	1.9%	1.8%	1.3%
バナナ	1.0%	1.2%	0.7%
カニ	1.0%	1.4%	0.9%
クルミ	0.8%	1.1%	0.8%
サバ	0.6%	0.1%	0.6%
ヤマイモ	0.4%	0.6%	0.6%
その他	16.4%	10.7%	7.5%



《調査について》

目的：即時型食物アレルギーの全国調査を実施し、我が国における即時型食物アレルギーの変遷と現状を明らかにすることにより、アレルギー表示が必要な特定原材料等の妥当性や改正の必要性を検討するための基礎資料とする。

対象：何らかの食物を摂取後60分以内に症状が出現し、かつ医療機関を受診したもの

期間：平成20年1月1日～平成20年12月31日

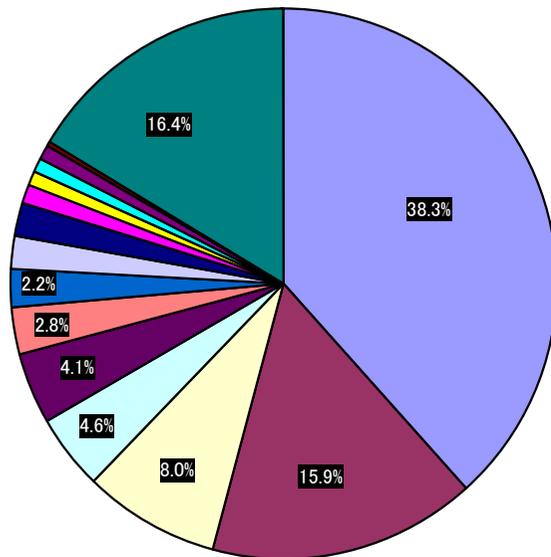
方法：調査協力を4,433名の医師に依頼し、968名の協力を得て、往復ハガキを用いた郵送法にて実施。

結果：2,501例が集積された。

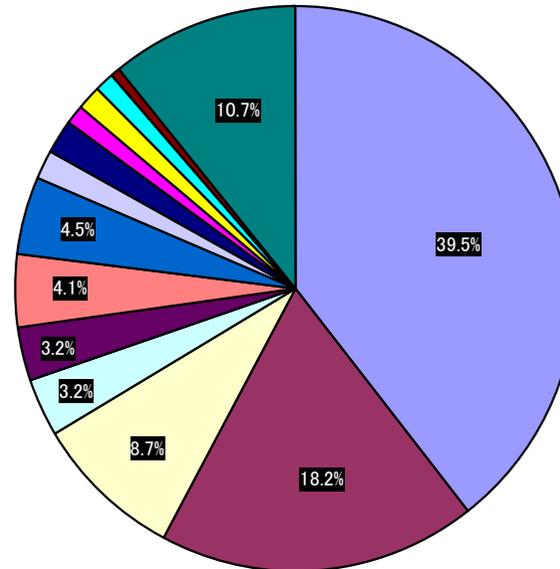
(厚生労働科学研究費補助金「食物アレルギーの発症・重症化予防に関する研究」より)

【参考】

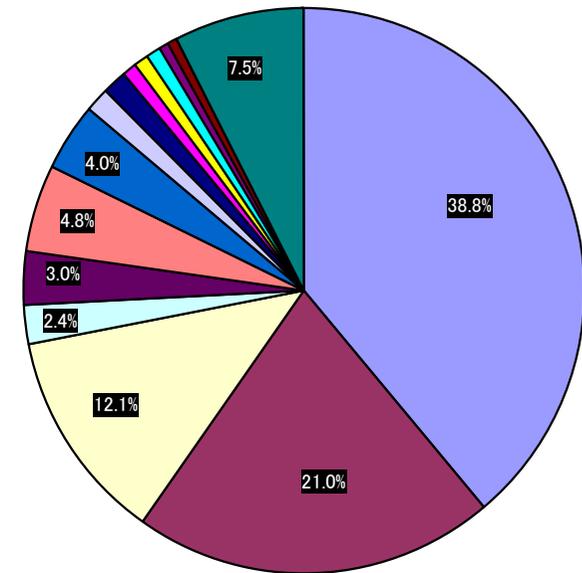
13-14年度



17年度



20年度



- | | | |
|-----|------|-------|
| 鶏卵 | 乳製品 | 小麦 |
| そば | エビ | ピーナッツ |
| イクラ | 大豆 | キウイ |
| バナナ | カニ | クルミ |
| サバ | ヤマイモ | その他 |

(厚生労働科学研究費補助金「食物アレルギーの発症・重症化予防に関する研究」より)

アレルギー物質を含む食品に関する表示Q & A（抄）

（略）

I - 6

事業者が行うべき情報提供とは、どのような方法で行うべきでしょうか。

製造元となる事業者は、ラベル表示のみですべてのアレルギー物質に関する情報が伝達されることは困難であることを常に想定しつつ、アレルギー表示を必要とする特定原材料及び特定原材料に準ずるもの、更には、これら以外の原材料についても、電話等による問い合わせへの対応やインターネット等による正確な情報提供などを行うことができる体制を整えることが求められています。

各事業者の皆様において、商品の仕入れの際にその仕入れ先から商品に関する詳細な情報提供を受け、その情報を整理し、消費者からの問い合わせ時に迅速に回答できる体制を整えるように努めることが重要です。

- (1) 各食品に原材料の内容を出来る限り詳細に記載し、特定原材料7品目については、特に別枠を設けるなどして、消費者に対し、注意喚起を行うことが望ましいと考えられます。
 - ア 食品名欄には個別の分かりやすい表記を行い、販売している多くの類似商品のうち具体的にどの商品に関する原材料表示であるかが容易に判別できるようにします。
 - イ 記載面積の制約により、実際の食品には省略規定や特定加工食品（規則第21条第13項に規定する特定加工食品をいう。）の表記を採用している場合は、別途の情報提供において、正確に全ての特定原材料を記載します。
 - ウ 特定原材料及び特定原材料に準ずるものについて、これが微量でも含まれる可能性のあるものも含めて可能な限り把握し、情報提供します。
 - エ 情報提供をインターネットのホームページ等において行う場合は、各ホームページの分かりやすい部分に、記載内容についての問い合わせに対応できる部署又は担当者名前、住所、電話番号、Eメールアドレス等を記載します。
 - オ 企業秘密に該当する場合であっても、特定原材料を含む旨は表示の必要があります。しかしながら、他の原材料の詳細について情報提供ができない場合は、記載されているもの他にも原材料を用いている旨を記載し、アレルギーに関する問い合わせ先等を記載することにより、個別に情報提供に応じることとします。
- (2) その他、併せて、消費者等から特定原材料及びその他の、製品に使用した原材料について問い合わせがあった際は、速やかに回答できる体制を整えることが望ましいです。
- (3) また、食物アレルギーに対する社会的な認識を高めることが、今後のアレルギー表示の実効性をより効果のあるものとするものと考えて、アレルギー表示検討会では、消費者向け、事業者向けのパンフレットの作成を予定していますので、そちらも御参照下さい。

（略）

I - 1 2

対面販売や店頭での量り売りを行う場合や、レストランのような飲食店等では、食物アレルギー疾患を有する方への情報提供としてどのような取組を行ったらよいですか。

対面販売や店頭での量り売り、飲食店等で提供される食品には、アレルギー表示を含む食品衛生法に規定する表示の義務はありません。しかし、健康被害防止のために、対面販売等を行う場合や飲食店等においても食物アレルギー疾患を有する方に対する情報提供の充実を図っていただきたいと考えています。

具体的には、食物アレルギー疾患を有する方が必要とする情報を正確に提示できるように記録等を整備するとともに、品書きやメニュー等を通じた情報提供の充実などの自主的な取組をしていくことが大切です。

なお、品書き等による情報提供を行う際には、「当店のメニューでは、食品衛生法で表示義務品目（特定原材料）である卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生及びアレルギー表示推奨品目（特定原材料に準ずるもの）であるあわび、いか…（中略）…バナナについて表示を行っています。」などと記載することによって、どの範囲のアレルギー物質を情報提供の対象としているか明示していただきたいと考えています。

（略）